

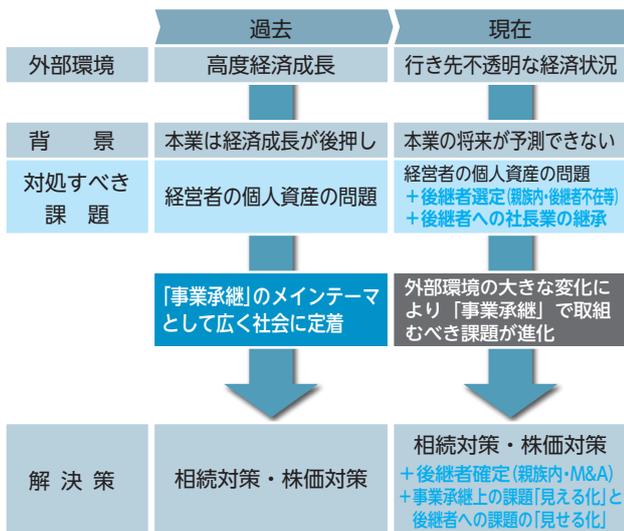
事業承継対策

～「経営権の承継」と「財産の承継」を中心に～

「事業承継」とは、会社を現経営者と異なる方に会社の経営を引き継ぐことをいい、引き継ぐ方は特に問いませんが、現経営者から後継者へスムーズにバトンタッチさせ、次世代での健全な企業成長を目指すための各種施策が「事業承継対策」と言われるものです。

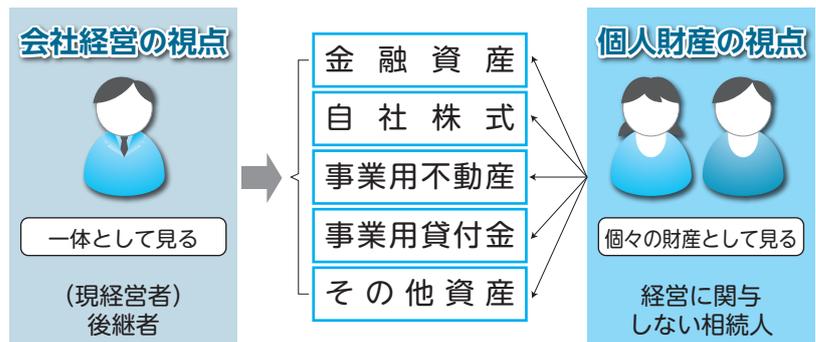
「事業承継対策」には、次のようなことが考えられます。

- ・「事業の承継」…社長業の承継、会社を永続させるための体制構築対策
- ・「経営権の承継」…自社株式、事業用不動産、役員借入金等の承継対策
- ・「財産の承継」…事業を後継者に承継しやすくするための、所有財産の承継対策



最近では、2015年からの相続税と贈与税の増税が大きな話題となっており、弊社にもオーナー経営者の方々から「事業承継の相談」ということで来られる方が増えていますが、「相続税の節税相談」＝「事業承継の相談」と考えられる方が多いようです。

この点については、主に次の2点について理解を深めることが、必要と考えられます。



(みらいコンサルティンググループ)

項目	内容
昨今、財産分与の考え方が「世襲型」ではなく「法定分相続型」が定着しつつあること	かつては世襲で財産のほとんどを後継者が相続していたが、現在は法定分相続が一般的であること。 →「遺留分減殺請求(注)」の可能性への対応を考える必要がある。
「所得税・法人税」と「相続税・贈与税」との課税システム相違が理解されにくいものであること	法人税・所得税は「本人が税金を支払う」が、相続税・贈与税は「財産をもらった方(相続人)が税金を支払う」ものであること。 →全相続人の相続税の納税資金不足解消が重要である。

事業承継対策の中での「経営権の承継」と「財産の承継」においては、「自社株式等の換金性が乏しく高い評価額となる財産」で「事業遂行に不可欠なもの」を、現経営者から後継者に円滑に集約することが、大きな課題となります。

一方でこれらの財産は、経営に関与していない相続人の立場からすれば「評価額とその換金可能性」であることが多く、その「事業的価値」を現経営者や後継者と共有することは、一般的には困難であります。

会社の事業継続の視点を主軸とした場合の「経営権の承継」と「財産の承継」対策は、自社株式や事業用不動産等を後継者に集約するとともに、相続争いを最小化するために現経営者の資産構成をバランスの良いものに構築することが先決であり、「相続税の節税」を考えるのはその後であることはあまり知られていません。そうすることで全相続人への過度な税負担や相続争いの最小化につながり、結果として「会社の永続」につなげたいものです。

(注) 遺留分減殺請求

遺留分を侵害されている相続人は、遺留分を侵害している受遺者や受贈者、あるいは他の相続人に対してその侵害額を請求することができ、それを「遺留分減殺請求」といいます。

同族会社と税法上の特別規定について

国税庁の発表によると日本の企業のうち資本金5千万円以下の法人は全体の9割を占め、そのうちのほとんどが同族会社です。一般的に同族会社は所有（株主）と経営（役員）が一体であることから意思決定が速くスピード経営が行える点等が利点と考えられています。一方、税の世界では、同族会社は相互牽制作用が働きづらいため、会社が役員（かつ株主）により私物化される場合も想定した税法の規定の整備がなされています。そこで、今回は同族会社に関する税法上の特別な取り扱いについてご紹介致します。

◆同族会社の定義

法人税法における同族会社とは、その法人の発行済株式総数のうち上位3株主グループが有する株式数合計が占める割合が50%超である場合のその法人をいいます。

◆同族会社に適用される特別規定

(1) みなし役員

法人税法においては、同族非同族にかかわらず役員給与については使用人給与と異なり損金算入に関し制限規定が置かれています。（例えば役員に対する賞与は損金算入が出来ない等。）更に同族会社の場合は、使用人がその会社の経営に従事し一定割合以上の株式を所有する場合には「役員とみなす」取扱いがあります。このような方を「みなし役員」と称します。従いまして、その方は使用人だから給与は損金算入だろうと思っても、法人税法上その方が「みなし役員」に該当する場合にはその給与は損金不算入と取扱われることとなりますので留意が必要です。

(2) 特定同族会社の留保金課税

同族会社の中でも「特定同族会社」(※)と称される法人に該当すると、所得を一定限度額を超えて内部留保した場合（つまり配当等の支払を行わなかった場合）は、通常の法人税額に加え一定限度額を超えた留保金額に対して特別税率（10%～20%）を乗じた税額が更に課される

こととなります。従いまして、特定同族会社に該当する場合には何らかの対策を打つ必要があります。

(※) 特定同族会社とは、同族会社のうち1株主グループの所有割合が50%超であり資本金の額が1億円超の会社等をいいます。

(3) 同族会社等の行為又は計算の否認

上で述べましたように、同族会社では会社が私物化されやすい構造になっていることから租税回避行為も行われやすいとの見方がされます。法人税法では同族会社の租税回避行為に対する規制として、他の法律には反しないものの、経済的合理性のない不自然・不合理な取引による行為や計算を行うことで結果として法人税の負担を「不当」に減少させることとなる場合には、税務署長の権限によりその行為又は計算を否認して更正処分を行うことができる規定が定められています。会社が租税回避を目的とし、法人税を不当に減少させている認識があるか否かは問われません。しかし、決算対策で法人税を減少させる取引がすべて認められないというわけではありません。いずれにしましても、納税者と税務当局との間で見解の相違が生まれやすい取引に関してはその経済的合理性を税務当局に対し十分に説明できるよう根拠だてた準備を事前しておく必要があります。

(みらいコンサルティンググループ)